

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	地すべり対策		事業名	急傾斜地崩壊対策等事業								建設部砂防課										
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価					所管課意見	建設部公共事業評価委員会の意見	現 地 調 査	第 三 者 見 聴 取	新 規 評 価 案	評 価 監 視 委 員 会 意 見	評 価 の 決 定	申 請	採 択	備 考
								必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度										
	1	上田市	かみこてらお 上子寺尾	重力式擁壁工 L=150m	200,000	R4	B	A	A	A	A	A	災害の発生に伴い、地元の要望が強まった。地元の説明会を実施し、詳細設計の実施も進めていることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	2	喬木村	しよはら 諸原	吹付法枠工 L=300m A=5,000m ²	250,000	R7	B	B	B	A	A	B	当急傾斜地には特別警戒区域内に避難所が存在しており、地元の合意形成も図られていることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	3	塩尻市	しおじり 塩尻	崩落土砂防止柵工 L=200m	300,000	R8	B	B	B	A	B	B	当急傾斜地は、斜面下に人家が連担しており、特別警戒区域内には実質避難路が位置するため、事業の緊急性が高く、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	4	千曲市	わかみや 若宮	重力式擁壁工 L=300m、H=3.0m 吹付法枠工 L=150m、A=2,000m ²	240,000	R6	B	B	A	A	A	B	当急傾斜地には特別警戒区域内に人家が9戸存在しており、地元の合意形成も図られていることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	5	須坂市	やまぎき 山崎	崩壊土砂防止柵工 L=70m 重力式擁壁工 L=100m	300,000	R7	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地は、長大斜面下に中学校や体育館が立地しており、避難所にも位置付けられているため、事業の重要性が高く、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	6	小川村	しょうじゆ 成就	吹付法枠工 L=182m、A=3,000m ²	200,000	R8	B	A	B	A	A	B	当急傾斜地は、土砂災害特別警戒区域内に避難所や二次緊急輸送路に位置づけられている県道があることから、事業の必要性が高く、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	7	白馬村	いいもり 飯森	雪崩予防柵工 L=500m	600,000	R9	B	A	B	A	A	B	保全対象に人家11戸、公共施設とスキー場や村道が存在する。たびたび表層雪崩が発生しており、地元からも要望が上がっていることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	8	駒ヶ根市	おおぞぐら 大曾倉	重力式擁壁工 L=160m	250,000	R6	B	A	B	A	A	A	当急傾斜地には特別警戒区域内に避難所が存在しており、地元の合意形成も図られていることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
	9	箕輪町	みつかまち 三日町	崩壊土砂防止柵工 L=400m	400,000	R7	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地には特別警戒区域内に小学校が立地しており、人家密集地にもなっていることから、事業の必要性が高く、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	

